

事故発生防止のための指針

1.事故発生防止のための基本的な考え方

- ・当施設は、利用者やご家族に信頼される安心かつ安全な介護・医療の提供と、サービスの質の向上を図るため、介護事故の防止と施設の保全に計画的に取り組む。また事故が発生した場合には、すみやかに適切な対応が行えるよう、必要な体制を整備し組織全体で再発の防止に努める。

2.事故対策委員会の設置

- (1) 介護事故の発生を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できることを目的として「事故対策委員会」を設置する。
- (2) 事故対策委員会は、**管理者、拠点長**、看護職員、介護職員、支援相談員、リスクマネージャー等にて構成される。
- (3) 委員長はリスクマネージャーが担当し、安全対策に努める。
- (4) 事故対策委員会は月1回定例開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。また事故発生時等必要な場合は、随時委員会を開催する。
- (5) 委員会は、実際の紛争対応にあたるチームを内部に設ける。
- (6) 委員長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め意見を聴取することができる。
- (7) 委員長は、委員会の内容を拠点長に報告する。

3.事故対策委員会の任務

- (1) 介護現場における事故報告書及びヒヤリハット報告書の収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価を行う。
- (2) 利用者のプライバシーを確保し事故当事者に配慮しながら、職員全体に施設内の事故やヒヤリハット事例などを周知徹底し、今後の事故対策について指示・提言を行う。
- (3) 介護事故再発防止のために、施設内の安全管理体制や業務基準、マニュアル等の見直しや改善策を検討する。

※事故報告書：利用者に外傷があり病院受診が必要な場合と、施設内で経過をみるが病院受診に至る可能性がある場合は提出する。介護保険報告基準に則り必要な場合は、嘉穂鞍手環境事務所及び各種保険者に「介護サービスに係る事故報告書」を提出する。

ヒヤリハット報告書：介護現場で怪我や事故につながる可能性がある事例や、利用者に外傷があっても、軽微で病院受診には至らないと判断される場合に提出する。

4.施設の安全確保と介護事故等の報告方法

- ・職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生の防止に努めなければならない。

(1) 事故報告書

施設内で介護・医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに「事故報告書」を事故対策委員会に提出する。

(2) ヒヤリハット報告書

施設内でヒヤリハット事例が発生した場合は、関係した職員は「ヒヤリハット報告書」を作成し、事故対策委員会に報告する。「ヒヤリハット報告書」は関係職員で共有し、介護・医療事故、紛争の防止に積極的に活用する。なお、ヒヤリハット事例を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

5.事故発生の防止のための職員研修

- ・当施設は、職員に対し安全管理の徹底と事故防止を図るため、年2回「事故発生の防止のための研修」を実施する。新規採用者がある場合は、その都度、「事故発生の防止のための研修」を実施する。

6.介護事故発生時の対応

(1) 利用者への対応

介護事故等が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な処置を講じるなど、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要があるときは、速やかに応じるものとする。

(2) ご家族に対する連絡・説明

ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるように努める。

- ① 事故発生状況及び当施設職員の対応の状況
- ② 事故の発生原因及びその再発防止策
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、当施設の賠償責任の有無

(3) 関係者への連絡・報告

利用者の嘱託医やその他サービス事業所等に連絡し、また治療や入院が必要な場合には福岡県や嘉麻市等に対し介護事故等の必要な報告を行う。

7.介護事故発生防止のための取組

- ・介護事故発生防止のために、事故対策委員会にて事故報告書・ヒヤリハット報告書を集計し、介護事故の発生状況等を分析することにより、介護事故の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を全職員に周知した上で実施する。尚、防止策を講じた際には、その結果について定期的に評価する。

8.事故発生防止のための基本指針の公表と閲覧

- ・この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。